

令和5年6月定例会

春日部市教育委員会会議録

令和5年6月20日

春日部市教育委員会

I	期 日	令和5年6月20日 火曜日
II	場 所	春日部市教育センター 2階 視聴覚ホール
III	開 会	13時30分
IV	閉 会	14時11分

V 教育長及び出席委員

教育長	鎌田 亨
教育長職務代理者	水沼 章文
教育委員	金森 良泰
教育委員	岡田 新司
教育委員	秋山 早苗

VI 説明のための出席者

【学校教育部】

学校教育部長	篠原 直樹
学校教育部学務指導担当部長	大野 明彦
学校教育部次長兼教育総務課長	成塚 淳一
学校教育部参事兼教育施設課長	寺林 敬峰
学校教育部学務指導担当次長兼指導課長	佐山 宏樹
市民文化会館長	石塚 晴美
学務課長	澁谷 富雄
学校給食課長	柴山 伸之
教職員担当課長	瀬高 武夫
教育相談センター所長	山本 智英

【社会教育部】

社会教育部長	小谷 啓敏
社会教育部次長兼社会教育課長	佐藤 篤実
社会教育部参事(兼)社会教育課 生涯学習推進担当課長(兼)視聴覚センター所長	野口 美明
社会教育部参事(兼)中央公民館長	矢野 仁史
文化財課長	中野 達也
郷土資料館長	實松 幸男
スポーツ推進課長	清水 一男
スポーツ施設担当課長	福嶋 伸五
中央公民館事業担当課長	川辺 孝

VII 書記

教育総務課 総務担当主幹

林 亮平

教育総務課 総務担当主査

伊藤 知子

VIII 会議に附した議案

- 議案第36号 春日部市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について
- 議案第37号 春日部市文化財保存活用地域計画協議会委員の委嘱について
- 議案第38号 春日部市スポーツ推進委員の委嘱について
- 報告第37号 春日部市温水プール（学校教育優先）整備基本構想策定庁内検討委員会要綱の制定について
- 報告第38号 春日部市学校再編推進委員会要綱の制定について
- 報告第39号 春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校の学校運営協議会委員の任命に係る専決処理について
- 報告第40号 春日部市学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部改正について
- 報告第41号 春日部市学校給食費無償相当額助成金交付要綱の制定について
- 報告第42号 春日部市学校給食連絡協議会委員の委嘱について
- 報告第43号 春日部市視聴覚センター専門委員会委員の任命について
- 報告第44号 春日部市公民館運営審議会委員の任命に係る専決処理について
- 報告第45号 令和5年6月春日部市議会定例会について

IX 議題及び議事の概要

鎌田教育長

それでは、ただいまから6月定例教育委員会を開会いたします。

はじめに、本日の会議録署名委員を指名します。水沼委員、お願いします。

前回会議録（案）については、事務局より各委員に事前に配付しています。質疑等があれば、お聞かせ願います。

[「ごさいません」と言う人あり]

鎌田教育長

事前に配付した会議録（案）のとおりでよろしいですね。

[「はい」と言う人あり]

鎌田教育長

前回会議録は、事前に配付した会議録のとおり承認されました。それでは事務局、会議終了後、前回署名委員の署名をいただいでください。

それでは議事に入ります。

はじめに、議案第36号 春日部市学校給食センター運営委員会委員の委嘱についてを議題とし、説明を求めます。柴山課長、お願いします。

柴山学校給食課長

議案第36号 春日部市学校給食センター運営委員会委員の委嘱につきまして、提案理由及びその内容を説明申し上げます。

はじめに名簿に誤りがございまして、本日改めて資料を机上配布させていただきました。議案第36号差替資料とあります、学校給食センター運営委員会委員候補者名簿と記載のあるものでございます。

名簿9番の渡辺麻衣子さまのご住所が従前資料では西金野井となっておりますが、正しくは上吉妻でございます。大変申し訳ありませんでした。それでは説明させていただきます。

議案書1ページを御覧ください。提案理由でございますが、春日部市学校給食センター運営委員会委員の任期満了に伴いまして、春日部市学校給食センター条例第8条第1項の規定に基づき、委員を委嘱したく提案するものでございます。

春日部市学校給食センター運営委員会は、学校給食センターの運営に係る必要な審議、並びに調査・研究を行う目的で設置される組織でございます。委員の構成は、小学校の校長1人、中学校又は義務教育学校の校長1人、保護者代表としてPTAの代表者7人以内、学識経験者2人の11人以内をもって組織するものでございます。

続きまして、議案書2ページの名簿につきましては、先ほどの議案第36号差替資料を御覧ください。春日部市学校給食センター運営委員会委員の候補者名簿でございます。こ

のたび、委員の任期満了に伴いまして、新たに委嘱を行うものでございます。名簿番号1番及び2番は、小・中学校長等の代表者として、小・中学校の校長会から推薦いただいたところでございます。名簿番号3番から9番は、保護者代表として、各学校のPTAから推薦いただいたところでございます。また、名簿番号10番及び11番につきましては、学識経験者として、教育の分野において幅広い知識と経験を有する2名を候補者として推薦するものでございまして、合計11名の候補者の委嘱を行うものでございます。なお、再任の方は、名簿番号3番、7番、10番、11番の方となります。

委員の任期につきましては、令和5年7月1日から令和7年6月30日までとするものでございます。

以上 御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

鎌田教育長

何か御質問はありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

鎌田教育長

ないようですので、これより採決をいたします。

議案第36号 春日部市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について、原案どおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

鎌田教育長

挙手全員であります。よって、議案第36号は、原案どおり可決と決しました。

次に、議案第37号 春日部市文化財保存活用地域計画協議会委員の委嘱について を議題とし、説明を求めます。中野課長、お願いします。

中野文化財課長

議案第37号 春日部市文化財保存活用地域計画協議会委員の委嘱について、提案理由及び主な内容につきまして説明申し上げます。議案書3ページを御覧ください。

はじめに、提案理由でございますが、春日部市文化財保存活用地域計画協議会委員の任期満了に伴い、春日部市文化財保存活用地域計画協議会条例第3条第2項の規定に基づき委嘱したく、提案するものでございます。

春日部市文化財保存活用地域計画協議会の所掌事務でございますが、文化財保護法第183条の3第1項に規定される文化財保存活用地域計画の作成及び変更並びに実施に関する事項について協議することとなっております。

また、その組織でございますが、条例第3条第1項では、委員は10人以内をもって組織し、同条第2項では、1号委員を市職員、2号委員を関係行政機関の職員、3号委員を文化財の所有者、4号委員を学識経験者、5号委員を市内各種団体を代表する者、6号委

員を公募に応じた市民とし、法の規定に基づき、多様な分野からの委員構成としております。

次に、議案書4ページ、春日部市文化財保存活用地域計画協議会委員候補者名簿を御覧ください。10人の候補者のうち、名簿番号2番と9番を除く8人の方々は再任となります。市職員、文化財の所有者、そして、文化財・観光・都市計画分野の学識経験者、さらには市内各種団体を代表する者と、本計画を推進するにあたり、欠かすことのできない多様な機関、そして分野から選出した候補者とするものでございます。

なお、今回、新たに協議会委員として委嘱をお願いする方は、名簿番号2番のナワビ様、9番の金子様の2名でございます。2番のナワビ様は埼玉県教育局文化資源課から、9番の金子様は春日部市観光協会からの選出となります。

また、名簿番号10番の榎本様は公募に応じた市民で、4月1日から4月30日までの募集に応募いただき、書類選考と面接の結果、候補者として選出したものでございます。任期につきましては、令和5年7月1日から令和7年6月30日までの2か年となります。

説明は、以上でございます。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

鎌田教育長

何か御質問はありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

鎌田教育長

ないようですので、これより採決をいたします。

議案第37号 春日部市文化財保存活用地域計画協議会委員の委嘱について、原案どおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

鎌田教育長

挙手全員であります。よって、議案第37号は、原案どおり可決と決しました。

次に、議案第38号 春日部市スポーツ推進委員の委嘱についてを議題とし、説明を求めます。清水課長、お願いします。

清水スポーツ推進課長

議案第38号 春日部市スポーツ推進委員の委嘱について、提案理由及びその主な内容につきまして、説明申し上げます。

議案書5ページを御覧ください。はじめに、提案理由でございますが、春日部市スポーツ推進委員の補充に伴い、春日部市スポーツ推進委員条例第3条第2項の規定に基づき委嘱したく提案するものでございます。

次に、6ページの候補者名簿を御覧ください。本日、提案させていただきます候補者につきましては、随時募集期間に応募された方です。

名簿番号1番白坂様は、様々なスポーツ経験があり、特にボッチャの講習会を行われた経験から、障がい者スポーツなどの推進をしていきたいというお気持ちで応募されたところでございます。

名簿番号2番早川様は、バレーボールの経験があり、現在も自治会役員として地域活動を行われています。スポーツを通じて地域に貢献をしたいという強いお気持ちで応募されたところでございます。

最後に、委員の任期につきましては、令和5年7月1日から令和6年3月31日でございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

鎌田教育長

何か御質問はありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

鎌田教育長

ないようですので、これより採決をいたします。

議案第38号 春日部市スポーツ推進委員の委嘱について、原案どおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

鎌田教育長

挙手全員であります。よって、議案第38号は、原案どおり可決と決しました。

以上で、議案の審議を終了し、報告に移ります。

はじめに、報告第37号 春日部市温水プール（学校教育優先）整備基本構想策定庁内検討委員会要綱の制定について、説明を求めます。成塚課長、お願いします。

成塚学校教育部次長（兼）教育総務課長

報告第37号、春日部市温水プール（学校教育優先）整備基本構想策定庁内検討委員会要綱の制定について、報告いたします。議案書7ページを御覧ください。

制定理由でございますが、春日部市温水プール（学校教育優先）整備基本構想策定庁内検討委員会要綱を制定したので、別紙のとおり報告するものでございます。

次に、内容につきまして、説明申し上げます。議案書8ページを御覧ください。

第1条、本要綱の目的でございますが、本市の温水プール（学校教育優先）整備基本構想を策定するため、庁内検討を進めるための委員会を設置するものでございます。第3条、組織につきましては、委員長には学校教育部長を、副委員長には学校教育部学務指導担当部長を充てるとともに、別表第1に規定する関連部局の課長11名で構成することとしております。また、第7条に規定してありますとおり、作業部会についても設置いたします。

なお、附則につきましては、施行期日を、教育長決裁のあった日から、としております。

以上、報告いたします。

鎌田教育長

何か御質問はありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

鎌田教育長

次に、報告第38号 春日部市学校再編推進委員会要綱の制定について、説明を求めます。成塚課長、お願いします。

成塚学校教育部次長（兼）教育総務課長

報告第38号、春日部市学校再編推進委員会要綱の制定について、報告いたします。議案書10ページを御覧ください。

制定理由でございますが、春日部市学校再編推進委員会要綱を制定したので、別紙のとおり報告するものでございます。

次に、内容につきまして、説明申し上げます。議案書11ページを御覧ください。

第1条、本要綱の目的でございますが、学校再編に向けた調査、研究を行い、全庁的に検討するための委員会を設置するものでございます。第3条、組織につきましては、委員長には学校教育部長を、副委員長には学校教育部学務指導担当部長を充てるとともに、別表第1に規定する関連部局の部長4名で構成することとしております。また、第7条に規定しておりますとおり、部会についても設置いたします。

なお、附則につきましては、施行期日を、教育長決裁のあった日から、としております。以上、報告いたします。

鎌田教育長

何か御質問はありませんか。

水沼教育長職務代理者

このような検討組織を立ち上げたことの主旨として、調査検討を行うことがあるのだと思いますが、この時期にこのような組織を立ち上げた理由は何かあるのでしょうか。

成塚学校教育部次長（兼）教育総務課長

本市の児童生徒を取り巻く環境は、昭和40年代から50年代にかけて児童生徒数が急増するとともに、これに対応するため、一時期、一斉に建築された学校施設が多く、築30年以上の建物が学校施設全体の約8割を占めています。

しかし、近年は、少子化の進行により、児童生徒数が減少し、学校の小規模化が顕在化しているうえ、老朽化による学校施設の更新が令和9年度以降、一斉に建替えを迎えることとなります。

このことから、児童生徒数の減少による学校規模の適正化や、老朽化が進む学校施設の

問題などに対し、学校の再編を早急に検討する必要性が生じたため、学校再編推進委員会を立ち上げたものでございます。

水沼教育長職務代理者

検討組織を立ち上げた理由については十分理解しました。

内部での検討に時間を要することは理解をしているのですが、保護者や地域の方々にはどのように周知するのでしょうか。周知のしかたによっては、保護者や地域の方々が不安感を抱いてしまうおそれがあるように感じます。

成塚学校教育部長（兼）教育総務課長

現時点で、具体的に再編を検討している学校はございません。まずは、各小中学校、小中学校PTA、地元自治会など、関係する方々に対し、各校に設置された学校運営協議会などを通して、学校再編の必要性を丁寧に説明し、理解を深めていくとともに、学校再編に向けた気運の醸成を図っていきたいと考えております。

鎌田教育長

補足となりますが、どこの地区に説明するかということも決まっておきませんので、今後、その辺りについても、この組織の中で検討していくものと考えております。

なお、学校運営協議会は、学校運営そのものを協議する場であるため、直接的に学校再編を検討する場ではありません。そのため、説明の場についても、再度検討する必要があるものと思います。

岡田委員

学校規模の適正化という説明があったかと思いますが、教育委員会で適正な学校規模に関する具体的な指標はあるのでしょうか。

成塚学校教育部長（兼）教育総務課長

具体的に何人といった指標は出ないのですが、クラス数が著しく減となってしまい、例えば各学年1クラスとなってしまった場合には、このまま一つの学校として続けていくのかといった視点から検討していく必要があると考えております。

鎌田教育長

補足となりますが、平成31年4月に開校した江戸川小中学校の場合は、再編前の富多小学校、宝珠花小学校とも各学年単学級でございました。また、2つの学年を1つの学級とする複式学級になってしまうほど児童数が減少しており、そうした状況を踏まえ、小中一貫の義務教育学校へ移行してきた経過がございます。それでもなお、江戸川小中学校は各学年単学級の状況であり、小規模特認校制度を導入し、学区外からの児童生徒を受け入れることで、単学級に伴う児童生徒の固定化に対応している状況でございます。

なお、情報提供として聞いていただければと思いますが、過日、帯広で開催された全国都市教育長協議会に参加した際も、学校再編について話題となっており、様々な議論を交

わしてまいりました。

その中では、過疎地域だけでなく都市部でも学校の統廃合を進めている話がありました。一方で、とある過疎地域の学校では、登下校に要する時間の問題などから、単学級ではあっても統廃合を進めることはできず、学校を残しながら、その施設をどのように活用するかといった検討を行っている話もございました。

このようなことから、もちろん一学年で2クラス以上あることで子供たちが切磋琢磨する環境が整えやすいため、学級数が一つの目安になることは明らかですが、それだけを切り取って学校再編の議論を進めるのではなく、学校周辺の地域性を考慮しながら、学校施設の長寿命化により既存校の継続を図る方法や他の公共施設との統廃合など、様々な角度から検討を重ねていくことが重要であると考えております。

鎌田教育長

他に御質問はありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

鎌田教育長

次に、報告第39号 春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校の学校運営協議会委員の任命に係る専決処理について、説明を求めます。佐山課長、お願いします。

佐山学務指導担当次長（兼）指導課長

報告第39号 春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校の学校運営協議会委員の任命に係る専決処理について、御報告を申し上げます。議案書13ページを御覧ください。

本案件については、春日部市教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条により、教育委員会の会議における議案となる案件でございますが、同第3条により教育長が専決処理を行なったものでございます。

議案書14ページをご覧ください。春日部市学校運営協議会規則の規定に基づき、宮川小学校長から推薦がありました委員を学校運営協議会委員として任命するものでございます。5月定例教育委員会の名簿に新たに1人加えるものとなります。

以上でございます。

鎌田教育長

何か御質問はありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

鎌田教育長

次に、報告第40号 春日部市学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部改正について、説明を求めます。柴山課長、お願いします。

柴山学校給食課長

報告第40号 春日部市学校給食費の管理に関する条例施行規則の改正について、報告いたします。議案書15ページを御覧ください。

はじめに、規則の改正理由でございますが、新型コロナウイルス感染症拡大などの影響により物価が高騰する中、安心安全な学校給食を安定的に提供するとともに、子育て世帯への経済的支援を図るため、規則の一部を改正したものです。

次に、議案書16ページを御覧ください。改正内容でございますが、改正点は2点ございます。

1点目は、附則の第2項、令和5年9月分及び同年10月分の児童又は生徒の学校給食費の特例でございます。国の地方創生臨時交付金を活用し、令和5年9月分及び10月分の児童生徒の学校給食費を無償にすることで、子育て世帯の経済的支援を図るものです。

2点目は、附則の第3項、令和5年9月分から令和6年3月分までの教職員等の学校給食費の特例でございます。教職員等の学校給食費を一食30円程度、月額ですと500円を一時的に増額するものです。

物価高騰への対応は、栄養士による食材購入や献立の工夫だけでは難しい状況となっております。このため、児童生徒分については、国の交付金を活用し、市が補助することで、保護者の負担軽減を図りますが、教職員等の皆さまには応分のご負担をいただくものです。

報告第40号 につきましては、以上でございます。

鎌田教育長

何か御質問はありませんか。規則の公布日はいつになりますか。

柴山学校給食課長

令和5年6月12日となります。

鎌田教育長

他の議案、報告事項にも共通して言えることですが、公布の日については、説明できるよう準備を進めてください。

他に御質問はありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

鎌田教育長

次に、報告第41号 春日部市学校給食費無償相当額助成金交付要綱の制定について、説明を求めます。柴山課長、お願いします。

柴山学校給食課長

報告第41号 春日部市学校給食費相当額助成金交付要綱の制定について、御報告いたします。議案書17ページを御覧ください。

はじめに、要綱の制定理由でございますが、第40号で御報告いたしました、児童生徒の9月・10月の学校給食費2か月無償の実施にあたり、食物アレルギー等により給食を食べずにお弁当の持参などを行っている児童生徒の保護者に対しても、経済的支援を図るために新たに要綱を制定したものです。

議案書18ページを御覧ください。要綱の主な内容について説明申し上げます。

第1条では、要綱の趣旨を定めております。食物アレルギー等により給食を食べずにお弁当の持参や、部分的な喫食などを行っている児童生徒の保護者にも、経済的支援を図るため助成金を交付することを趣旨としています。

第2条では助成対象者、第3条では助成額を定めております。助成のイメージとしては、大きく3パターンありまして、①牛乳を含め完全に喫食していない場合は給食費の支払はありませんので、給食費相当額の全額を助成、②牛乳は飲むがそれ以外の給食を食べていない場合は、牛乳分の給食費は無償化しますが、牛乳以外の相当額を助成、③牛乳を飲まない場合は、主食・おかずなどの給食費は無償化しますが、牛乳相当額を助成します。

第4条では交付の申請として、保護者からの申請に基づき助成金を交付することを定めております。基本的には出席日数などを、学校で把握し確認出来た日数を記載した申請書を送付しますので、記名等の上、返送いただくことで助成金を交付する予定です。なお、この要綱は、令和5年7月1日から施行するものです。

報告第41号 につきましては、以上でございます。

鎌田教育長

何か御質問はありませんか。

岡田委員

本報告に直接関係するわけではないのですが、今の報告事項の中で食物アレルギーに関する説明がありました。

新年度を迎え、新入生も入ってきた状況かと思えます。アレルギー対応に関しては、命に関わる話ですので、十分な対応を図っていただくよう、改めて注意喚起をお願いします。

柴山学校給食課長

ありがとうございます。学校関係者や指導課職員と連携を取りながら肝に銘じてまいりたいと思います。

鎌田教育長

他に御質問はありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

鎌田教育長

次に、報告第42号 春日部市学校給食連絡協議会委員の委嘱について、説明を求めます。柴山課長、お願いします。

柴山学校給食課長

報告第42号 春日部市学校給食連絡協議会委員の委嘱につきまして、報告いたします。議案書23ページを御覧ください。

春日部市学校給食連絡協議会は、自校に給食調理場を有する小学校18校、中学校9校における学校給食の効率的な運用を図るために設置している協議会でございます。

このたびの委嘱は、委員の任期満了に伴い、規則第3条の規定に基づき19名の委員を新たに委嘱したものでございます。

議案書24ページを御覧ください。春日部市学校給食連絡協議会委員名簿を記載しております。委員長につきましては、規則第3条第2項で、学校教育部学務指導担当部長をもって充てると規定しております。また、第3条第3項で、副委員長は小学校長会会長、中学校長会会長が指名した者をもって充てると規定されております。

なお、各委員につきましては、同協議会規則第3条第4項に基づき、名簿番号4番から8番は、小学校長会及び中学校長会から推薦された校長5名、名簿番号9番、10番は、教頭会から推薦された教頭2名、名簿番号11番は、市教育研究会学校給食部会から推薦された給食主任1名、名簿番号12番から14番は、学校給食栄養士研究会から推薦された栄養教諭・栄養士3名、名簿番号15番、16番は、PTA連合会から推薦されたPTAの代表2名、名簿番号17番から19番は、教育委員会事務局として、学校教育部長、指導課長、学校給食課長を委員とするものです。

なお、再任につきましては、名簿番号6番、7番、8番、13番、15番の方となります。

任期につきましては、令和5年6月1日から令和7年5月31日まででございます。

報告第42号につきましては、以上でございます。

鎌田教育長

何か御質問はありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

鎌田教育長

次に、報告第43号 春日部市視聴覚センター専門委員会委員の任命について、説明を求めます。野口課長、お願いします。

野口社会教育部参事（兼）社会教育課生涯学習推進担当課長（兼）視聴覚センター所長

報告第43号 春日部市視聴覚センター専門委員会委員の任命につきまして、報告いたします。議案書26ページの委員名簿をご覧ください。

視聴覚センター専門委員会につきましては、視聴覚教育の効率的な運営を図るために設置しております。

また、専門委員会は、教材作成部会、学習情報部会、教材選定部会の3つの部会により構成されております。

名簿の17番から20番の教材選定部会の4名の方につきましては、他の部会と兼務となっておりますので、実際の委員の人数は16名でございます。

なお、委員の任期につきましては、令和5年6月6日から、令和6年3月31日まででございます。

報告は以上でございます。

鎌田教育長

何か御質問はありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

鎌田教育長

次に、報告第44号 春日部市公民館運営審議会委員の委嘱に係る専決処理について、説明を求めます。矢野館長、お願いします。

矢野社会教育部参事（兼）中央公民館長

報告第44号 春日部市公民館運営審議会委員の委嘱にかかる専決処理について、その内容について、説明申し上げます。議案書27ページを御覧ください。

はじめに、報告内容でございますが、春日部市公民館運営審議会委員の任期満了に伴い、春日部市公民館運営審議会条例第3条の規定に基づき、令和5年6月1日から新たに委員を委嘱するにあたり、委員会を招集する時間的余裕がなかったことから、春日部市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条の規定により、専決処理をいたしましたので報告いたします。

28ページを御覧ください。新たな委員につきましては、学校教育関係者から2名、社会教育関係者から4名、家庭教育関係者から1名、そして、学識経験者として市内各地区から8名の 合計15名の方の御推薦をいただいたものでございます。この15名の方のうち、再任されたのは、8名いらっしゃいまして、名簿の7番、小林様、8番、白石様、9番、森様、11番、金重様、12番、高崎様、13番、高橋様、14番、谷口様、15番渡邊様でございます。

なお、任期につきましては、令和5年6月1日から令和7年5月31日までの2年間でございます。

報告第44号につきましては、以上でございます。

鎌田教育長

何か御質問はありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

鎌田教育長

次に、報告第45号 令和5年6月春日部市議会定例会についてを議題とし、説明を求

めます。

成塚課長、お願いします。

成塚学校教育部長（兼）教育総務課長

報告第45号 令和5年6月春日部市議会定例会について、報告いたします。議案書29ページ、及び本日机上に配付した別紙の資料を御覧ください。

令和5年6月春日部市議会定例会につきまして、会期は、5月26日から6月19日の25日間でした。

提出議案のうち、教育委員会関係の議案は、議案第54号、55号、56号、57号、60号の5件であり、原案のとおり可決されました。

次に、一般質問では、26人の議員から質問があり、このうち教育委員会関係につきましては、11人の議員から質問がございました。質問項目につきましては、お示しのとおりでございます。参考に一般質問の学校教育に関するダイジェスト版を配付いたしましたので、参考に後ほど御覧ください。

以上、報告いたします。

鎌田教育長

何か御質問はありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

鎌田教育長

以上で、報告を終了します。

それでは、次回教育委員会の日程をお願いします。

篠原学校教育部長

7月定例会につきましては、7月13日、木曜日、午後2時00分から、本会場、教育センター2階、視聴覚ホールでの開催を予定しております。以上でございます。

鎌田教育長

以上で、6月定例教育委員会を閉会いたします。